

いくのがくえんたんきにゆうしょじぎょう じゅうようじこうせつめいしょ
「いわき生野学園短期入所事業」重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん いわきがくえん
社会福祉法人 いわき学園
いくのがくえん
いわき生野学園
ネバーランドホーム

とうじぎょうしょ していしやうがいふくし たんきにゆうしょじぎょうしょ してい
当事業所は指定障害福祉サービスにおける短期入所事業所の指定を
うけています。
していばんごうだい ぎょう
(指定番号第2712201090号)

ほんじゅうようじこうせつめいしょ とうじぎょうしょ りようけいやく ていけつ きぼう かた たい しゃかいふくしほう しょうわ
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法(昭和
26年法律第45号)第76条及び第77条並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)第5条の規定に基づき、当事業所(平成 年
月 日現在)の概要や提供する指定短期入所の内容、契約を締結する前に知っておいていただき
たいことを事業者が説明するものです。

ほうれいじゆんしゆせきにんしゃ つぼさか としゆき
(法令遵守責任者 壺阪 敏幸)

- ※ 当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスにおける短期入所を提供します。
 - ※ 当サービスの利用は原則として介護給付費(短期入所)の支給決定を受けた方が対象となります。
 - ※ 当サービスの利用は、別紙の健康診断書の本事業所への提出により、医師により入居者が共同生活上問題がないと診断された後、正式に本契約が成立するものとします。
- サービス利用開始年月日 年 月 日

◆ 目次 ◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. サービスの目的・運営方針	3
4. サービスに係る事業所・設備等の概要	3
5. サービス提供職員の体制	4
6. サービス提供の内容と利用料金	5
7. 利用料金	5
8. 利用者の記録及び情報の管理	6
9. 居室の変更	6
10. 事故発生時及び緊急時の対応	6
11. 要望・苦情等申立に関する相談窓口	7
12. 虐待防止について	8
13. 秘密の保持と個人情報保護について	8
14. 協力医療機関	9
15. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	10
16. 非常災害時の対策	11

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 いわき学園
所在地	大阪市住之江区南加賀屋3丁目9-2
電話番号	T E L 06-6682-1213
代表者氏名	理事長 壺阪敏幸
設立年月	昭和36年9月1日

2. 事業所の概要

事業の種類	指定短期入所 平成23年5月1日 指定		
連携施設	いわき生野学園 電話番号 06-6753-1121		
事業所の名称 (事業所番号)	いわき生野学園ネバーランドホーム (2712201090)		
事業所在地	いわき生野学園 ・ネバーランドホーム 大阪市生野区小路3丁目18-7		
連絡先	いわき生野学園 ・ネバーランドホーム 電話番号06-4309-5280 F A X 06-4309-5280 Email iwkikn_carehome@yahoo.co.jp		
ホームページ	http://www.iwakigakuen.or.jp/iwakiikunogakuen		
園長	はやしださなえ 林田早苗	かんりしや 管理者	もりもとりょうと 森本 竜任
サービス実施地域	おおさかし 大阪市		
主たる対象者	身体障がい者 (18歳未満の者を除く) 知的障がい者 (18歳未満の者を除く) 障がい児 (18歳未満の身体障害者及び知的障害者) 精神障がい者 (18歳未満の者を含む) 難病等対象者 (18歳未満の者を含む)		
定員	2名		
開設年月	平成23年5月1日		
同一敷地内事業	共同生活援助 放課後等デイサービス 一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援 障害児等療育支援		
他の事業	生活介護 就労移行支援 就労継続支援 B型 日中一時支援 保育所等訪問支援 児童発達支援センター		

3. サービスの目的・運営方針

<p>もく 目 的</p>	<p>利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、又、在宅の障害者の介護者の日常の負担軽減、又は冠婚葬祭などの社会的な理由によって、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて短期入所サービスの提供をします。</p>
<p>うんえい 運営 ほうしん 方針</p>	<p>関係法令等を遵守し、他の指定障害福祉サービス事業者等福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の提供介護等を行い、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな短期入所サービスの提供をします。</p>

4. サービスに係る事業所・設備等の概要

(1) 事業所

<p>たても 建物</p>	<p>ネバーランドホーム</p>	<p>びこう 備考</p>
<p>こうぞう 構造</p>	<p>鉄骨3階建 準耐火建築物</p>	
<p>しきちめんせき 敷地面積</p>	<p>155.52 m²</p>	
<p>の ゆかめんせき 延べ床面積</p>	<p>380.94 m²</p>	

(2) 主な設備

<p>しせつせつび 施設設備 の しゅるい 種類</p>	<p>しつかず 室数</p>	<p>びこう 備考</p>
<p>きょしつ 居室</p>	<p>2室 (1室8.23 m²)</p>	<p>こしつ 個室、ベッド</p>
<p>しょくどう 食堂・居間</p>	<p>1室33.90 m²</p>	<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助と共用</p>
<p>だついつ 脱衣室</p>	<p>1箇所4.56 m²</p>	<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助と共用</p>
<p>よくしつ 浴室</p>	<p>1室4.95 m²</p>	<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助と共用</p>
<p>べんじょ 便所</p>	<p>1箇所2.58 m²</p>	<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助と共用</p>
<p>せんめんせつび 洗面設備</p>	<p>1箇所</p>	<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助と共用</p>
<p>おくじょう 屋上(洗濯場)</p>	<p>1箇所97.46 m²</p>	<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助と共用</p>
<p>エレベーター</p>	<p>1基</p>	<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助と共用</p>

5. サービス提供職員の体制

○ネバーランドホーム

平成29年4月1日現在

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1				1		
生活支援員	12			12		3.5	
調理員	5			5		0.1	
栄養士	1			1		0.1	
事務員	2		2			1.5	
医師	1				1	0.1	

当事業所では、障害者総合支援法第43条第1項を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務時間

職種	勤務時間
1. 調理員	標準的な時間帯における最低配置人員 1日各1時間（夕食・朝食） 1名
2. 生活支援員 （共同生活援助の生活支援員と兼務）	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤 7:00～9:00 1名 遅勤 17:00～22:00 1名 宿直 17:00～9:00
3. 栄養士	週1時間程度

(イ) 身分証携行義務

事業者は、利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、上記サービス提供職員は身分を明らかにする証書や名札等を携行し、利用者及びご家族等から提示を求められた場合には、いつでも身分証を提示します。

(ウ) 営業日と営業時間

営業日 月曜日から金曜日とする

ただし、原則として国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午後5時から翌日の午前9時までとする。

サービス提供日 月、水、金曜日。ただし、いわき生野学園本体の営業日により提供日を変更することがある。また、緊急時には月曜日から金曜日までの間に限り営業日以外でも、いわき生野学園本体が営業日で職員の体制が整えばサービスを提供することができる。

サービス提供時間 午後5時から翌日の午前9時までとする。

その他 前述の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
食事	栄養と各人の嗜好を考慮して、バラエティーに富んだ献立を工夫し提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。)
排泄	入居者の状況に応じて適切な排泄に関する援助を行います。
入浴	入浴に関する援助を行います。
身体等の介護 (着替え、整容等)	季節や気候、利用者の状況や希望に応じた支援を行います。 整理、整頓の支援を行いません。個性に配慮し適切な整容が行なわれるように支援します。
清掃	利用者が快適な生活を送れるよう、環境を清潔に保ちます。
健康管理	常時は、観察、疾病予防健康管理に配慮します。また緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。又、利用前に健康診断を受けてください。(利用当日から遡り3ヶ月前までのものとします。)尚、健康診断については実費負担とします。
送迎	本園送迎ルート内であればご希望により車椅子対応車両による送迎を行いません。尚、当事業所の送迎サービスルート範囲又は営業時間を越えての移動(送迎)サービスの提供にかかる費用について、41円/kmのガソリン代を徴収させていただきます。

利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望にそえない場合もあります。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額
食材料費	夕450円 朝300円	750円
家賃及び光熱 水費、日用品費	一泊 共有部分、居室部分も含まれます	3,650円
複写料	サービス提供記録等の複写代	1枚につき 21円

7. 利用料金

当施設が提供するサービスの料金・費用は、短期入所終了後にご請求しますので、お支払い下さい。(利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)又、代理受領を行わない場合は介護給付費の全額を一旦お支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に介護給付費の支給を申請してください。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービスの料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用予定日の午前10時までに連絡のない場合は、キャンセル料(食材料費)を頂きます。

キャンセル料	食材料費	夕食450円	朝食300円
--------	------	--------	--------

(4) サービス利用予定日において、ご本人の事情により宿泊をせず、日帰りへ変更になった場合につきましては、介護給付費対象外サービス料金の全額を頂きます。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

事業者は、法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9. 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況によりその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

10. 事故発生時及び緊急時の対応

(1) 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う短期入所のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った短期入所のサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

加入保険会社名：株式会社損害保険ジャパン

加入保険内容：賠償責任保険

(2) 緊急時の対応

①24時間体制での電話対応を行い、必要に応じて往診及び訪問介護、救急搬送の手配をします。

②利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

③夜間の利用者の異変に関しては、ナースコール設備を設置しています。又夜間の利用者の安全を確認するため、出入り口にセンサーを設置しています。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

1 1. 要望・苦情等申立に関する相談窓口

(1) 苦情解決の体制及び手順

苦情または、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行ないます。相談担当者は把握した状況を管理者と共に検討を行い当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者の連絡調整を行なうと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行ないます。
(時間を要する場合はその旨を翌日までは連絡します。)

本事業への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

要望・苦情等申立に関する責任者等及び相談窓口

責任者	園長 林田早苗
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 窓口担当者 池上 世都子 ご利用時間 9:00 ~ 17:00 電話番号 06-6757-8825 F A X 06-6757-8824 本事業所の玄関にご意見箱も設置しています。
社会福祉法人 いわき学園 第三者委員	電話番号 0743-79-1600 元 大阪市健康福祉局副理事 大阪市健康局総務部長 現 社会福祉法人大阪府共同募金会 事務局 長
	電話番号 072-761-6955 元 大阪市子ども青少年局子育て支援部長 元 社会福祉協議会大阪市立子育ていろいろ相談センター所長
居住区区役所	<ul style="list-style-type: none"> 所在地 : 大阪市 区保健福祉センター 課 電話番号 : 06- - ご利用時間 月～金 9:00～17:30 (休日を除く)

<p>おおさかふしやかいふくし 大阪府社会福祉 協議会 きょうぎかい 運営適正化委員会</p>	<p>しよざいち おおさかしちゆうおうくたにまち おおさかふしやかいふくしikaiかん かい ・所在地：大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 でんわばんごう ・電話番号：06-6191-3130 ・F A X：06-6191-5660 りようじかん げつ きん きゅうじつ のぞ ・ご利用時間 月～金10：00～16：00(休日を除く)</p>
---	--

1 2. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

<p>せきにんしや 責任者</p>	<p>えんちやう はやしだきなえ 園長 林田早苗</p>
-----------------------	----------------------------------

2. 成年後見人制度の利用支援を行います。
3. 苦情解決体制の整備を行います。
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
5. 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 入居者 及び その家族に 関する 秘密 の保持につ いて</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○指定短期入所事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者およびそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、指定短期入所の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
---	--

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者のご家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご負担いただきます。）</p>
----------------------	---

14. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	谷本医院		
医院長名	谷本吉造		
所在地	大阪市生野区 巽北3-16-3		
電話番号	06-6752-5505		
診療科	外科 内科 その他	入院設備	なし

(2)

医療機関の名称	育和会記念病院		
医院長名	高田 正三		
所在地	大阪市生野区 巽北3-20-29		
電話番号	06-6758-8000		
診療科	外科 内科 脳外科 その他	入院設備	あり

15. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>設備・器具の利用</p>	<p>いわき生野学園ネバーランドホームの設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがありますので、ネバーランドホーム利用の際は本人、対物損害賠償保険に加入する事をお勧めします。</p>
<p>喫煙</p>	<p>本事業所は禁煙です。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の困難なご利用者につきましては貴重品を事業所になるべくお持ちにならないようお願いいたします。万一事業所内で貴重品の紛失、破損が発生した場合は自己責任とさせていただきますのでご了承ください。</p>
<p>宗教活動・政治活動、 営利活動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>受給者証について</p>	<p>受給者証につきましては短期入所の支給決定期間、障害程度区分の認定有効期間などの期間が切れるとサービスの利用が出来なくなります。有効、支給期間が切れる前に、必ず居住区の健康福祉サービスで手続きをして下さい。又、受給者証に変更のあった場合は必ず本園へご提出下さい。</p>
<p>流行性疾患並びに 保健衛生について</p>	<p>大阪市保健所の指導等に従い対応いたします。インフルエンザなど、集団への流行の可能性がある疾病につきましては、ご利用に際しまして集団生活に支障がないという医師による証明書の提出をお願いする場合もございます。</p>
<p>個人情報について</p>	<p>ネバーランドホームで撮影した写真などの外部展示等の了承を含め、別途個人情報についての承諾書のご提出をお願いしております</p>
<p>行動制限について</p>	<p>本人、又は他の利用者等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合や、行動制限を行う以外に代替する支援や介護方法がない場合に一時的に行動制限させていただく時は、ご説明の上、個別支援計画をたて同意書を頂き対応させていただきます。その際、対応した職員より本人の状況や時間帯等を連絡帳等でご家族に報告させて頂くとともに、本事業所にも記録として保管します。</p>

その他	<p>利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要 が有ると認められる場合、必要な措置をとることができるもの とします。その場合、ご本人のプライバシー等の保護について 十分な配慮を行います。</p>
	<p>本事業は、予め利用登録手続きを行った上、バックアップ施設で あるいわき生野学園での日中活動を経験された上でのご利用と させていただきます。</p>

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	<p>別途に定める、消防計画書により対応いたします。</p>
平時の訓練	<p>・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、 利用者の方も参加して実施します。</p>
防災設備	<p>・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有 カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</p>
消防計画	<p>消防署への届出日： 平成23年4月27日 防火管理者： 加納康博</p>
保険加入	<p>本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：株式会社損害保険ジャパン 加入保険内容：賠償責任保険</p>

指定障害者サービス短期入所サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明を行ないました。

事業所名 社会福祉法人いわき学園
いわき生野学園ネバーランドホーム

説明者職名： 氏名

私は、本書面に基づいて事業所から指定障害福祉サービス短期入所サービスの提供
及び利用について重要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印